

【資料－10 北本市国民保護対策本部及び北本市緊急対処事態対策本部条例】

北本市国民保護対策本部及び北本市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

北本市条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）

第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、北本市国民保護対策本部及び北本市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 北本市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、北本市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 北本市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 北本市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(北本市緊急対処事態対策本部についての準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、北本市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料－11 北本市国民保護協議会条例】

### 北本市国民保護協議会条例

平成18年3月31日

北本市条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、北本市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民経済部地域づくり課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料－12 北本市危機対策会議設置規程】

### 北本市危機対策会議設置規程

平成18年10月11日

北本市訓令第 24 号

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等、市民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は市の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案等（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、その対応策を検討するため、北本市危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機情報の収集に関すること。
- (2) 危機対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な危機対策に関すること。

(構成)

第3条 対策会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 秘書政策室長、総務部長及び市民経済部長
- (3) 前2号に定める者のほか、市長が指名する者

(会議)

第4条 対策会議は、市長が主宰する。ただし、市長が主宰することができないときは、副市長が主宰する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(開設期間等)

第5条 市長は、危機の発生等に際し、市民経済部長からの報告を受け、

緊急に対応の必要があると認めるときに対策会議を開設する。ただし、危機対策本部又は災害対策本部が開設されるときはこの限りでない。

2 所管部長は、対策会議における市長の指示等を踏まえ、所管業務に係る対策を講ずるものとする。

3 市長は、危機による被害の拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は危機対策本部若しくは災害対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖するものとする。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、市民経済部地域づくり課が処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## 【資料－13 北本市危機対策本部設置規程】

### 北本市危機対策本部設置規程

平成18年10月11日  
北本市訓令第 23 号

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害を除く。）、市民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は市の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、北本市危機対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機に対処するための総合的な基本方針に関すること。
- (2) 被害者の救助、医療救護、防疫、公共施設の復旧等の応急対策に関すること。
- (3) その他危機の発生の防御又は被害の拡大の防止に関すること。

(本部長、副本部長及び本部員)

第3条 本部に、危機対策本部長（以下「本部長」という。）、危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、副市長、教育長及び市民経済部長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副本

部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

7 本部長は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第4条 本部長は、第2条第2号又は第3号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、本部に別表第2の左欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を所掌させることができる。

2 部に、部長及び副部長を置き、本部長その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(活動期間等)

第5条 本部長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該危機に係る対策を推進するため特別の必要があると認めるときに本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖するものとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民経済部地域づくり課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書政策室長、総務部長、保健福祉部長、まちづくり推進部長、 まちづくり推進部参与、教育部長、議会事務局長
---

別表第2（第4条関係）

報道部	1 報道提供資料の作成 2 報道機関への対応 3 市民等への広報
渉外部	1 県等への要望 2 ライフライン関係機関等との連絡調整
応急対策部	応急対策の検討及び実施